

7 派遣労働者からの苦情

派遣労働者が就業している事業所について、過去1年間に派遣労働者からの苦情の申し出を受けた事業所の割合は4.8%となっている。

苦情の内容（複数回答）をみると、「人間関係・いじめ・パワーハラスメント」54.4%、「業務内容」27.7%、「指揮命令関係」24.9%の順となっている。

前回調査と比較すると、「セクシャルハラスメント」、「就業日・就業時間・休憩時間・時間外労働・休暇」などの割合が上昇し、「業務内容」の割合は低下している。（表16）

表16 苦情の申し出の有無、苦情の内容別事業所割合

(単位：%)

区分	所計派遣労働者が就業している事業	苦情の申し出の有無														苦情の申し出がなかった	不明
		苦情の内容（複数回答）															
		業務内容	指揮命令関係	派遣期間	就業日・就業時間・時間外労働・休憩	安全・衛生	個人情報保護	人間関係・いじめ・パ	セクシャルハラスメント	メン	妊娠・出産を理由とする不利益な取扱い・ハラス	由とする不利益な取扱い・ハラスメント	育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱い・ハラスメント	障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっているもの	その他		
総数	100.0	4.8	(100.0)	(27.7)	(24.9)	(3.2)	(9.1)	(5.8)	(0.4)	(54.4)	(11.4)	(0.1)	(-)	(-)	(12.9)	92.1	3.1
平成24年調査計	100.0	4.2	(100.0)	(31.1)	(23.3)	(1.3)	(4.2)	(1.2)	(0.0)	(51.7)	(2.6)	(…)	(…)	(…)	(16.1)	94.3	1.6

- 注：1) () は派遣労働者から苦情の申し出を受けた事業所を100とした割合である。
 2) 「人間関係・いじめ・パワーハラスメント」は、前回（平成24年）は「人間関係・いじめ」として調査しており、比較の際は注意を要する。
 3) 「妊娠・出産を理由とする不利益な取扱い・ハラスメント」、「育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱い・ハラスメント」及び「障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっているもの」は平成29年調査から新たに追加した。